

[委託法人の承認]

地域包括支援センター（高齢者相談センター）の委託については、介護保険運営協議会において、令和3年度に行った高齢者相談センターの評価結果を勘案しながら、委託継続承認の可否を審議していただいた後、審議結果を受け、市において決定します。

1. 実施状況の判断について

実施状況を判断するに当たり、以下の基準で点数化した。

(1) 評価基準ごとに次のとおり配点する。

(A : 5点、B : 4点、C : 3点、D : 1点、E : 0点)

(2) (1) に従い、大項目ごとに合計点を求める。

その際、大項目（I～VI）ごとに、満点を100点に換算して評価する。

大項目ごとに60点以上を良好とする。

(評価にDがある時は、センターに対し改善計画の提出を求め、実効性のある計画か確認し判断する。Eがある時は、失格とする。)

2. 結果

上記に従い、点数化を行った結果は、【表2】のとおり。

【表2】 各センター評価結果を点数化した一覧

大項目	谷津	秋津	津田沼 ・鷺沼	屋敷	東習志野
I. 運営体制と共通的基盤業務	98	99	95	98	98
II. 総合相談支援業務	98	100	91	99	99
III. 権利擁護業務	99	99	98	99	97
IV. 包括的・継続的ケアマネジメント	98	98	82	98	96
V. 介護予防ケアマネジメント	100	100	97	100	100
VI. その他の業務	96	98	94	98	96

5つのセンターとも、いずれの項目においても、全て60点以上であった。

いずれのセンターにおいても評価がD又はEとなるものはなかった。